







団体名	制度名称	支援対象となるエネルギー														支援対象者					支援制度の概要		担当部署	ホームページ							
		新エネルギー											省エネ機器	その他	自治体	企業	NPO等	個人等	手法(※1)	条件・限度額・利率	償還方法										
		発電				熱利用				その他 バイオマス	革新的エネルギー 高度利用技術																				
		太陽光	風力	バイオマス	中小水力	地熱	ソーラーシステム(※2)	太陽熱温水器(※3)	バイオマス熱利用		温度差熱利用	雷水熱利用										燃料製造			発電	蓄電	ポンプ	コジェネ	天然ガス	燃料電池	ルギーン自動車
新潟県	農山漁村地域整備交付金【農村集落基盤再編・整備事業】	○	○	○	○																							1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産省に係る助成又は融資の対象となっている施設に再生可能エネルギーを共有する施設の整備を支援</li> </ul> <b>【補助率】</b> ・1/2(国) <b>【要件】</b> ・農業振興地域(これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域を含む。)を対象としていること。 ・農業生産基盤整備事業と一体的に実施する事業であること。(発電施設の単独整備は不可) ・農村集落基盤再編・整備事業計画が策定されていること。	農村環境課 農村整備係 TEL(直通) 025-280-5370	<a href="http://www.maff.go.jp/j/study/other/e_mura/oomori/n-koufukin.html">http://www.maff.go.jp/j/study/other/e_mura/oomori/n-koufukin.html</a>
新潟県	農山漁村地域整備交付金【地域用水環境整備事業】				○																							1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業水利施設の包蔵水力を活用した小水力発電のための施設整備を支援</li> </ul> <b>【補助率】</b> ・1/2(国) <b>【要件】</b> ・土地改良施設等の維持管理費の節減が見込まれるものとして、以下に該当すること。 次に掲げる施設を対象に電力を供給する小水力発電施設であること。 (a)土地改良施設等であって土地改良区等が管理する施設。 (b)農業農村振興に資する公的施設(発電事業主体が都道府県及び市町村の場合に限る。) ・事業により整備した施設の適正な維持管理が行われること。 ・整備する施設の費用が以下を満足すること。 $[建設費 \times 発電事業者費用負担率] \div [年間買電収入 - 年間維持管理費] \leq 総合耐用年数 \times 1/2$	農村環境課 農村整備係 TEL(直通) 025-280-5370	<a href="http://www.maff.go.jp/j/study/other/e_mura/oomori/n-koufukin.html">http://www.maff.go.jp/j/study/other/e_mura/oomori/n-koufukin.html</a>

